

介護のための日本語テスト審査申込要綱

内閣官房健康・医療戦略室

1. 趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度下で介護職種での技能実習を行うには、技能修得の指導を受ける技能実習指導員や介護施設利用者等とのコミュニケーションを図る能力を担保するため、技能実習生の日本語能力が一定水準以上であることが必要とされています。

このうち、2年目の技能実習に移行するためには、“日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者”（N3相当）であることが求められているところです。

そこで、今般、内閣官房健康・医療戦略室（以下「当室」という。）において検討会を設け、アジア健康構想のもと、効果的な介護職種の技能移転及び実習生の負担軽減を図るため、個々の実習生の能力が「N3相当」とであると認めるテストの中に、介護現場でのコミュニケーションに重点を置いた日本語テスト（以下「介護のための日本語テスト」という。）の創設を行いたいと考えております。

2. 介護のための日本語テストの作成・運用を行うための要件

審査要件を全て満たしていることが必要です。

3. 審査要件の確認に関する手続等

（1）確認方法

有識者により構成された「介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、介護のための日本語テストの実施主体及びその試験が審査要件を満たしていることについての確認等に係る検討を行います。

その際、申込みに当たり提出された書類についての検討及び実施主体からのヒアリング等を行うとともに、必要に応じ関係者から意見を聴取することがあります。また、必要に応じ追加で資料の提出等を求める場合があります。

（2）今後のスケジュール（予定）

- ① 申込受付：令和2年10月19日（月）～令和2年11月13日（金）
- ② 申込状況の公表：令和2年11月中旬
- ③ 検討会における検討：令和2年11月中旬～
- ④ 参加要件確認結果の公表：令和2年12月下旬目途

4. 介護のための日本語テスト運用開始後の実施状況の報告等

介護のための日本語テストの運用を行っていくにあたっては、当初の申込の時点だけでなく、その後も継続的に審査要件が満たされていることが必要です。

このため、介護日本語テスト運用開始後も、毎年度の当該試験の実施状況を、原則として翌年度の5月1日から5月31日までの間に、書面により当室に報告いただくことになります。

なお、当該検定試験の実施主体及びその試験が誓約書等で約する内容を満たしていない可能性がある判断された場合には、説明や改善案及び改善状況の提出等を求めることになります。その上で、一定の期間内に改善される見込みがない等、必要と認める場合には、検討会の意見を踏まえ、合格を取り消すこととします。

5. 参加申込方法

(1) 提出書類

「介護のための日本語テスト審査申込提出書類作成手引」に基づき、介護のための日本語テスト審査申込書等を作成し、検定試験の実施主体からアジア健康構想事務局（以下「当事務局」という。）宛に御提出ください（本資料末尾に記載。）。

(2) 申込受付期間

令和2年10月19日（月）～令和2年11月13日（金）

（郵送は11月13日消印有効です。電子メールでの提出は、最終日23時59分までに必要書類が当事務局担当に到達していることが必要です。）

なお、事前の相談・質問は随時受け付けますので、後述の【お問い合わせ先】まで御連絡ください。

(3) 提出方法 下記の点に留意して、紙媒体（郵送）及び電子メールにて御提出ください。

（どちらか一方ではなく、両方の提出が必要です。）

○郵送

- ・ 下記の【提出先】に紙媒体で必要部数を郵送すること。
- ・ 封筒に「介護のための日本語テスト審査書類在中」と朱書すること。
- ・ 簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・ 郵送中の事故については、当事務局では一切の責任を負わないこと。

○電子メール

- ・ 下記【提出先】のアドレス【ahwinsec.jpctest@tohmatu.co.jp】宛てに送信すること。
- ・ メールの件名は、「介護のための日本語テスト審査書類」とすること。
- ・ 提出書類は「介護のための日本語テスト審査申込提出書類作成手引」に示すファイル形式により提出すること。
- ・ 各提出書類のファイル名の冒頭には「試験名・日付（例：試験Aを令和2年10月20日に提出する場合は「試験A・201020）」を記入すること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）については、当事務局は一切の責任を負わないこと。

- ・ メール受領後、申込者に対してメールにより受領確認を送信します。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて下記【お問い合わせ先】の電話番号まで照会してください。

【提出先】 〒100-8363 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
アジア健康構想事務局 介護のための日本語テスト担当
高木 晃
E-mail: ahwinsec.jpctest@tohmatu.co.jp

(4) 留意事項

- ① 提出書類に著しい不備や、参加要件を満たしていることの確認を行う上で支障となるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合には、検討会での検討も踏まえ、確認を行わないことがあります。なお、軽微な不備等の場合は、資料の追加、修正等を求めることがあります。
- ② 提出書類は返却しません。各申込者において控えを取るなどしてください。
- ③ 提出書類は、検討会において参加要件の確認のための資料として使用しますが、この目的以外の用途には使用しません。また申込者において非公表としている内容についての秘密は厳守します。

(ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があった場合は、その趣旨に基づき適切に対応させていただきます。なお、不開示とされる情報は、以下のとおりです。)

◆行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)(抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・一の二(略)

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三～六(略)

- ④ 一実施主体が実施する検定試験について介護のための日本語テストの審査を希望する場合は、試験ごとに申込みが必要となります。

【お問い合わせ先】

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

（アジア健康構想事務局 介護のための日本語テスト担当）

電話番号：(090) 3965 4945

E-mail: ahwinsec.jpctest@tohmatu.co.jp